

2017年11月22日

外務大臣 河野太郎様

第72回国連総会における日本決議に関わる要請書

NPO 法人ピースデポ
代表代行 湯浅一郎

10月27日、第72回国連総会第1委員会で日本がリードする核軍縮決議案 L.35「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの結束した行動」（以下、日本決議案）が採択されました。

ピースデポは発足以来ずっと毎年の日本決議に関心をもって参りました。とりわけ、今年の決議案には特別の関心を払って参りました。人道イニシャチブによる核兵器禁止条約（TPNW）が7月7日に締結され、9月20日に署名解放された後に提出される初めての決議案という重要な節目の決議案となるからです。

その観点から、日本決議に関して2つの側面から日本政府に要請を致します。（1）TPNW成立後の「橋を架ける役割」について、（2）NPT再検討過程を通じた核軍縮の促進について、の2つの側面です。

（I）核兵器禁止条約（TPNW）成立後の「橋を架ける役割」

TPNWに関する交渉が始まろうとしていた時期、ピースデポは、交渉の開始を支持し推進する立場に立つと同時に、その交渉において核兵器保有国や日本のような拡大核抑止力依存国が関与し続けることの重要性を考え、知恵を絞りました。そして包括的な枠組みの中において選択的にTPNWを発効させる方法について私たちの案を提案しました。その趣旨で、2016年9月30日、そして2017年2月20日に岸田外務大臣あての要請を行ってきたところです。

その意味では、TPNWが、それを推進する国と反対する国との間に存在する意見のギャップを深める可能性について、日本政府の危惧を私たちも共有し、その危惧を克服するための方策を事前に提案したのです。

結果的には、実現したTPNWはシンプルな禁止条約となりました。それでも、禁止条約は「核兵器のない世界」を実現する一つの画期となる達成であると私たちは考えます。

いま日本政府に必要なことは、合意されたTPNWの成立を既成事実として受け入れ、その現実の上に日本の核軍縮政策を組み立てることではないでしょうか。

日本政府は核兵器廃絶へのアプローチがTPNWを推進するアプローチとは異なると主張し、TPNWは有害であると述べてきたことを私たちも知っています。しかし同時に、日本政府は唯一の戦争被爆国として、アプローチの異なる国々の間に「橋を架ける役割」を果たすという方針を持ち続けています。私たちも日本政府がこの役割を果たし続けるべきであると考えます。

そのためには、日本政府はTPNWへの批判を堅持するとしても、これに賛同し推進する国々の立場にも理解を示すべきです。

米国の拡大核抑止力を求め、依存する政策を転換しない限り、日本はTPNWに参加することはできません。TPNWは、保有や使用などの禁止行為を他者に「仕向ける」（induce）ことも禁止

している（第1条(e)項）からです。したがって日本政府は現状では参加できないことを正面から説明し、核兵器廃絶への日本自身の努力を説明しつつ、条約に賛同する国々の立場をも尊重すべきです。

相手を否定しながら「橋を架ける」ことはできません。

残念ながら、今回の日本決議は、TPNWに一言も言及せずは無視する構成になっています。無視することによってTPNWを表だって否定する文言はありませんが、歴史に背を向けた異様な印象を与えます。日本政府がこのまゝいつまでもTPNWを無視する姿勢を取り続けることは不可能ではないでしょうか。

ここにおいて、私たちは次のことを要請します。

(1) TPNWが現在の日本の政策と相容れなくても、日本決議は少なくともその大局的な価値を理解する姿勢に立つことを要請します。そのうえで日本政府のいう安全保障の観点を含む核軍縮の道を具体的に提案すべきです。

(2) 条件が整えば日本がTPNWへの参加の用意があるとの意思表示を、日本決議に関連する弁論の中で行うことを要請します。日本決議の背景にある日本自身の核兵器廃絶への強い決意を示すためです。これによって日本が担おうとする「橋を架ける役割」に重み加わります。

私たちは、TPNW参加の条件を整える具体的な努力として、日本は北東アジア非核兵器地帯の設立を目指し、米国の拡大核抑止力に依存しない安全保障政策を検討すべきであると考えますが、今はこのことに深入りは致しません。

(II) NPT再検討過程を通じた核軍縮の促進

日本政府は、NPT再検討過程を中心とした「核兵器のない世界」達成への道筋を主張してきました。1995年のNPTの無期限延長の決定と、それに付随する諸決定が合意されて以来、核兵器国を含む多くの国が、同様な道筋を描いてきました。

TPNWの推進国も、TPNWの成立がそのような道筋における一里塚と位置付けていることは注目すべきことです。

その意味で、日本決議案もまた、NPT再検討過程において達成された成果を基礎に、今後の核軍縮過程を構想するのは当然のことと考えます。

ところが、今回の日本決議案は、全会一致で採択されたNPT合意事項を、異なる文脈に置いたり、条件づけたりして、恣意的に歪めている点が際立っています。私たちはこの傾向に強い危惧を抱いています。以下に4つの具体例を指摘します。

1) 核兵器使用の「いかなる」問題

すでに諸報道でも指摘されていますが、今年の日本決議案は、前文第19節や主文第8節において「核兵器の使用による人道上の結末」を指摘する際に、「いかなる核兵器の使用による人道上の結末にも深い懸念を表す」というNPT合意の文言（2010年行動勧告文書）から「いかなる」を削除しました。昨年日本決議には同文脈で「いかなる」と表現されていました。「いかなる」を削除することによって「人道上の問題を起ささない核兵器の使用がありうる」という主張が含意されます。これは決して無視できない後退です。

2) 核兵器国の「核兵器廃絶への明確な約束」の問題

2000年合意で勝ち取られた「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」という文言は、国際世論を背景に新アジェンダ連合がリードして核兵器国も巻き込んで採択され、それ以後定着したNPT過程における重要な到達点です。にもかかわらず、今回の日本決議案は「核兵器国による明確な約束」という文言をくなくつつ、約束の内容を「NPTの完全実施」という薄められた内容に変えています。核兵器国に対して核兵器廃絶の約束の達成を求める立場を大きく後退させました。米国トランプ政権に気を遣った結果と言われかねない変化です。

3) CTBT発効への要求の後退

CTBTの発効促進は日本政府が積極的に取り組んできたテーマです。にもかかわらず、今年の日本決議案では主文第19節と第21節において、CTBT問題においてすら内容が後退しました。

NPT合意の2010年行動勧告においては、核兵器国が率先して批准することが発効に効果的であると述べるなど、発効に必要な国の中でも核兵器国に特別の責任があることを強調しています(行動10)。NPT加盟国である米国と中国に暗に批准を要求しているのです。そして、昨年(2016年)の日本決議では、主文第19節で発効に必要なCTBT第2議定書にリストアップされた8か国全てにCTBT加盟を促しました。ところが、今年の決議では、そのうち北朝鮮に対してのみ名指しの要求をして、それ以外の7か国にCTBT加盟を促すことを止めてしまいました。今年の決議案が北朝鮮に特別の強調点を置くのは理解できますが、同じように他の7か国、とりわけ核兵器国への要求も変わらずに必要です。

この後退が、核戦力強化を追求するトランプ政権との関係で生じているのではないかと私たちは懸念します。かつて、ブッシュ大統領がCTBTを悪法と公然と否定したときには、日本政府はCTBT促進の日本決議の内容を変更せず、米国が8年間日本決議に反対票を投じ続けたことがあります。それだけに、トランプ政権と強く結びついた日本の後退が懸念されます。

4) NPT合意の行動勧告を条件付きの課題に薄める

今年の日本決議案においては、NPT合意文書の行動勧告の内容を、同じ文言を使いながら新しい条件を付すような文脈に置くという、紛らわしい<操作>が行われています。このやり方は、日本の意図について疑念を生むものであり慎むべき手法であると、私たちは考えます。

決議案の主文第10節は、2010年合意の行動勧告「行動3」が核兵器国に対して「一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うよう」要求した文言をそのまま踏襲しています。また、主文第13節は、同行動勧告の「行動5c」が、「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリンにおける核兵器の役割と重要性をいっそう低減する」よう求めていた同じ文言を、核兵器国のみならず全ての国に求めたものです。

ところが、主文第10節も主文第13節も、その前提として「これらが実行可能になるように、すべての国が国際的緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、条件(環境)を作り出す」ことを要求しています。これでは、一見正論を述べながら、NPT加盟国が核軍縮を進めるための具体的要求として困難の末に合意した行動勧告を、漠然とした国際環境の改善という核兵器国にとって都合な条件の下における要求に薄めてしまう結果になっています。

枚挙致しませんが、同様な換骨奪胎によって合意が歪められてしまう懸念がほかにも指摘できます。これでは日本の姿勢そのものへの不信が生まれることを懸念せざるを得ません。

今回の日本決議に対する国連総会第1委員会における投票結果は、賛成144、反対4、棄権27でした。率直に言って、私たちは賛成国の数が、予想よりも多いのに驚いているところです。しかし、賛成票を投じたスイスとスウェーデンの投票理由の説明演説は、私たちが指摘したのと同じ懸念をこれらの国々が抱いていることを示しています。日本決議案への賛成投票は、強い核兵器廃絶への願いをもつ日本の世論が、日本政府に軌道修正を求めることへの期待が込められていると解釈すべきではないでしょうか。

この現状を踏まえて、私たちは次の点を要請します。

(3) これまでのNPT再検討会議で合意した文言は、合意された文脈で使われるべきです。NPT再検討過程において、「核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束した」事実を、改めて明確に表現できるように決議案の文言を修正するよう要請します。NPT加盟国すべてがすでに同意した文言であり、最終投票までに修正は可能であると考えます。この修正努力は、被爆国日本の信頼を保つために大きな意味を持ちます。

(4) 現在の日本決議案にはTPNWに当面は参加しなくても、それとは独立に実質的な核軍縮の前進を勝ち取ると主張する、日本の意気込みを示すような内容が盛り込まれていません。2020年再検討会議に向かう来年の第2回準備委員会、あるいは別の総会決議案(L.45)によって2018年5月に開催される「核軍縮に関する国連ハイレベル国際会議」に対する「核軍縮分野における達成目標」を具体的に記述するよう要請します。

(5) そのような具体策の一つとして、新START以後の米口の戦略兵器削減条約の交渉が始まるのが極めて重要です。今回の日本決議案にも主文第9節において、そのことが一般的に述べられています。私たちは、これをさらに具体化して、米口間の意見調整を図るハイレベルの有識者による国際調整委員会の設置など国連レベルでの努力を提案することを求めます。

以上5項目の要請項目は、今回の日本決議案の文言そのものに反映できなくても、総会決議の最終的な投票に至る過程における日本政府の発言の機会を活かして、将来につながることは可能です。戦争被爆国の世論を代表する日本政府が、私たちの提案を真剣に検討し、「核兵器のない世界」の一日も早い実現のために、真の意味で「橋を架ける役割」を果たされんことを重ねて要請いたします。

以上

連絡先： 特定非営利活動法人ピースデポ

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリーンネ 1F

TEL: 045-563-5101 / FAX: 045-563-9907 / E-mail: office@peacedepot.org